

公 示 第 3 号
最終改正〔 公 示 第 3 号 〕
〔 令和 8 年 5 月 2 0 日 〕

田子の浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに 貨物の積卸場所の指定について

田子の浦港における関税法（昭和 2 9 年法律第 6 1 号）第 2 4 条第 1 項の規定による船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を、下記のように指定したので、関税法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 5 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定により公告する。

平成 1 7 年 4 月 1 日

清水税関支署長 山 本 浩

記

1 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(1) 中央ふ頭 1 号から 4 号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(2) 富士ふ頭 1 号、6 号及び 5 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(3) 吉原ふ頭 1 号及び 2 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート

2 貨物の積卸場所

場所の名称	所 在 地	備 考
(1) 中央埠頭 1 号から 4 号までの岸壁	富士市前田、田子、中河原新田	
(2) 富士埠頭 1 号、6 号及び 5 号岸壁	富士市前田、前田字茨島、田子	
(3) 吉原埠頭 1 号及び 2 号岸壁	富士市鈴川町	

(注) 「場所の名称」は、港湾管理者が公示したもの又は企業により港湾管理者あてに届出たものである。